

長崎市監査公表第 12 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 8 年 8 月 18 日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	永	尾	春文
同	山	崎	猛

令和 8 年度

監 査 報 告

財務監査(工事監査)及び行政監査 〔前期〕

財	務	部
こ	ど	も
水	産	農 林
土	木	部
上	下	水 道 局 事 業 部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)及び行政監査

第2 監査の対象

財 務 部 (契約検査課、検査指導室)

こ ど も 部 (幼児課)

水 産 農 林 部 (水産農林整備課)

土 木 部 (土木建設課、土木防災課)

上下水道局事業部 (事業管理課、水道建設課、浄水課、下水道建設課、下水道施設課)

今回の監査は、令和7年1月から令和7年12月までに発注したもののうち、次の工事10件と業務委託2件を抽出した。

件 名		所 管 名
1	野野串漁港防波堤改良工事	水産農林整備課
2	農道三京白石原線道路改良工事	水産農林整備課
3	金比羅公園園路整備工事	土木建設課
4	新保育施設通路整備工事	幼児課 土木建設課
5	市道桜町3号線交差点等詳細設計及び測量業務委託	土木建設課
6	市道伊王島町41号線(船井橋)ほか1線橋梁補修工事	土木防災課
7	長崎市内水浸水想定区域図作成業務委託	上下水道局事業管理課
8	立山配水槽造成工事	上下水道局水道建設課
9	浜平1丁目・立山5丁目(径300耗)送水管布設工事	上下水道局水道建設課
10	三重浄水場管廊内配管・塗装工事	上下水道局浄水課
11	滑石5丁目ほか污水管・配水管移設工事	上下水道局 水道建設課 下水道建設課
12	西部下水処理場地下タンク杭設置工事	上下水道局下水道建設課 下水道施設課

第3 監査の期間

令和8年4月1日から令和8年8月6日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- | | | |
|-------------|---|------------------------------|
| (1) 計 | 画 | 事前協議及び諸手続 |
| (2) 設 | 計 | 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成 |
| (3) 積 | 算 | 積算基準の運用 |
| (4) 契 | 約 | 契約手続 |
| (5) 施 | 工 | 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続 |
| (6) 検 | 査 | 検査関係書類 |
| (7) 維持管理業務 | | 保守点検関係書類 |
| (8) 委 託 業 務 | | 委託業務関係書類 |

2 重点項目

- (1) 設計、積算及び契約は適切に行っているか
- (2) 法令等を遵守し、適切な施行を行っているか
- (3) 法令等に基づく施工管理、安全管理は適切に行われているか
- (4) 関係書類の作成及び管理事務処理は適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正又は改善を要する事項が見受けられた。

なお、指導事項については、別途、改善等を監査対象課に通知することで記載を省略した。

監査結果の内訳

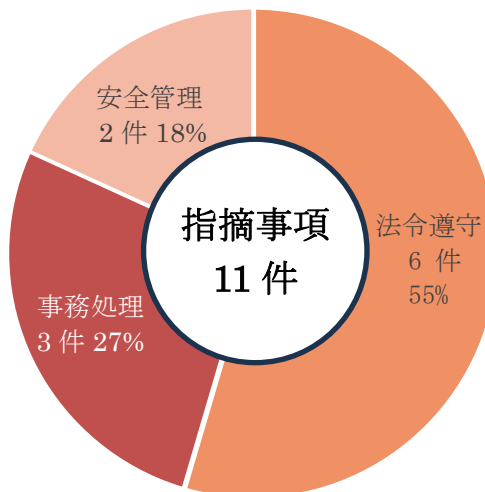
1 指摘等区分別の内訳

区 分	件 数	割 合
指 摘	11	6.0%
指 導	37	20.2%
注 意	135	73.8%
計	183	100.0%

監査の結果における判断基準（長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程）

勧告	指摘としたもののうち、次に該当するもの 1 直ちに是正を講じなければ行財政及び市民生活へ多大な影響を及ぼすもの又は現に及んでいるもの 2 過去の監査で指摘事項とされたもので、是正又は改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの 3 前2項に掲げるもののほか、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘	1 法令、政令、省令、条例及び規則並びに要綱、要領、基準等に違反していると認められるもののうち重大であるもの 2 事務処理等が著しく適正を欠くと認められるもの 3 前2項に掲げるもののほか、指摘とすることが適当であると認められるもの
意見	1 経済性・効率性・有効性の観点から是正又は改善のために検討することが適当と認めた事項 2 その他特に言及することが適当と認めた事項
指導	1 法令、政令、省令、条例及び規則並びに要綱、要領、基準等に違反するなど不適正な事項ではあるが、指摘には至らない軽微なものの
注意	1 注意不足等による誤りなど、事務局の口頭による注意で改善が可能なもの

2 項目別の内訳



主な着眼点（再掲）

(1) 計画	事前協議及び諸手続
(2) 設計	関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
(3) 積算	積算基準の運用
(4) 契約	契約手続
(5) 施工	工事関係手続（法令遵守）、施工管理、書類管理、安全管理、設計変更手続（協議記録）
(6) 検査	検査関係書類

3 令和8年度（前期）の重点項目

[1] 設計、積算及び契約は適切に行っているか	25 件
[2] 法令等を遵守し、適切な施行を行っているか	11 件
[3] 法令等に基づく施工管理、安全管理は適切に行われているか	28 件
[4] 関係書類の作成及び管理事務処理は適切に行われているか	15 件

指 摘 事 項

水産農林部

- 1 野野串漁港防波堤改良工事 [水産農林整備課]
 - (1) 現場事務所等の設置に伴う借地費用は、共通仮設費に含まれているが、市が管理する漁港施設を無償で使用させていた。適正な事務処理を行われたい。

土木部

- 1 金比羅公園園路整備工事 [土木建設課]
 - (1) 現場事務所等の設置に伴う借地費用は、共通仮設費に含まれているが、道路区域を無償で使用させていた。適正な事務処理を行われたい。
- 2 新保育施設通路整備工事 [土木建設課]
 - (1) 道路上での作業において、道路交通法に基づく道路使用許可を取得していなかった。法令遵守の指導を行われたい。
 - (2) ブレーカー等を使用した構造物の取壊しを行う際に、騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の届出を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。
- 3 市道桜町 3 号線交差点等詳細設計及び測量業務委託 [土木建設課]
 - (1) 道路上での作業において、道路交通法に基づく道路使用許可を取得していなかった。法令遵守の指導を行われたい。

上下水道局事業部

- 1 立山配水槽造成工事 [水道建設課]
 - (1) 道路（里道）上での作業を行う際に、道路交通法に基づく道路使用許可を取得していなかった。法令遵守の指導を行われたい。
 - (2) 撤去された石綿セメント管の保管及び収集運搬に際して、容器または包装の見やすい箇所に、アスベスト廃棄物であることを表示していなかった。法令遵守の指導を行われたい。
- 2 三重浄水場管廊内配管・塗装工事 [浄水課]
 - (1) 消防法に基づく指定数量の 1/5 以上 1 倍未満の引火性液体である塗料等を保管していたにもかかわらず、長崎市火災予防条例で義務付けられている「少量危険物」の届出を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。
 - (2) アーク溶接作業を行う際に、適切な呼吸用保護具を着用していなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。
 - (3) 現場事務所等の設置に伴う借地費用は、共通仮設費に含まれているが、浄水場敷地を無償で使用させていた。適正な事務処理を行われたい。
- 3 西部下水処理場地下タンク杭設置工事 [下水道建設課] [下水道施設課]
 - (1) アーク溶接作業を行う際に、適切な呼吸用保護具を着用していなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。

意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 適切な事務処理について [幼児課]

令和4年3月に避難時の安全性や登降園時の利便性を考慮し、当初の整備方針であった「階段」を「スロープ」に変更する意思決定が行われていたが、「階段とスロープ」の施工が行われていた。

さらに、園庭に繋がる階段については、委譲法人から「フェンス設置により利用しない」という申し出があったにもかかわらず、十分な対応策の検討を行わず施工された。

また、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づき、手すりの設置については推奨事項である両側設置を採用したものの、意思決定の過程や整備方針の変更については不明確な点が多くあった。

今後は、責任の所在を明確化し、能率的な事務及び事業の遂行を図るためにも、適切な意思決定を踏まえた事務処理を徹底されたい。

2 依頼工事等の事務処理について [工事・業務全般]

工事等を実施することは事業の一部であり、また、その施行を決定することは契約事務の一部であることから、事業担当所属が責任をもって起案することが本来のあるべき姿である。

事業担当所属においては、事業の目的を達成するために、依頼前に各種調整や検討事項を整理し、事業実施中に新たに生じた課題の整理、予算の適正かつ確実な執行などの事業管理の徹底に努められたい。

第7 総括

各所属においては、本監査の結果を踏まえ、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な業務執行に努められたい。